

資料9-1(訪問系・相談支援系)	令和3年3月24日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉市障害福祉サービス課	

訪問系サービスの報酬改定等について

【訪問系サービス共通】

1. 地域生活支援拠点等の緊急時における対応機能の強化

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた居宅介護事業所等について、地域生活支援拠点等として緊急対応の役割を担うことを評価する加算を創設する。(緊急時の対応を行った場合に加算)

詳細は「令和3年度報酬改定における主な改定内容と全サービスの横断的な改定事項について」内「地域生活支援拠点等の整備促進・機能の充実について」参照
地域生活支援拠点等については「地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の届出について」を参照

2. 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し

別表「訪問系サービスの基本報酬の見直しについて」参照

※令和3年4月～9月提供分については、新型コロナウイルス感染症への対応に係る特例的な評価として、通常の基本報酬に0.1%分の上乗せ

3. 身体拘束等の適正化

運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算(令和5年4月から適用)」を創設する。

詳細は「令和3年度報酬改定における主な改定内容と全サービスの横断的な改定事項について」内「身体拘束等の適正化」参照

身体拘束廃止未実施減算については、別紙「令和3年報酬改定に伴う減算報酬及び令和2年度千葉市における請求審査の状況について(居宅系・相談系)」参照

4. 福祉・介護職員処遇改善加算及び処遇改善特別加算の見直し

5. 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見直し

詳細は「処遇改善加算・特定処遇改善加算について」参照

報酬改定に係る関係告示の公布後、厚生労働省より市町村へ通知予定。

通知され次第、千葉市HP「福祉・介護職員の処遇改善」へ掲載予定。

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogai-fukushi/syoguukaizenn.html>

【居宅介護】

居宅介護職員初任者研修課程修了者であるサービス提供責任者に対する 評価の見直し

・ サービス提供責任者の質の向上を図る観点から、「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする」という暫定措置を段階的に廃止するため、当該暫定措置が適用されている場合について更なる減算を行う。

《居宅介護職員初任者研修課程修了者であるサービス提供責任者が作成した居宅介護計画に基づき、居宅介護を提供した場合の評価の見直し》

[現行]

居宅介護職員初任者研修課程修了者（「厚生労働大臣が定める者」（平成18年厚生労働省告示第548号）第6号の2に定める者。以下同じ。）をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数の 10% を減算する。

[見直し後]

居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数の 30% を減算する。

【重度訪問介護】

運転中における駐停車時の緊急支援の評価

・ ヘルパーは障害者に対して適時適切に必要な支援を行わなければならないことから、ヘルパーが運転する自動車で障害者を移送する際に、利用者の求めや体調の変化等に応じて駐停車をして、喀痰吸引などの医療的ケアや体位調整等の支援を緊急的に行った場合、その緊急性や安全管理等を評価する。

《移動介護緊急時支援加算【新設】》 240 単位/日

※ 利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行させる場合であって、外出時における移動中の介護を行う一環として、当該利用者からの要請等に基づき、当該車両を駐停車して、喀痰吸引、体位交換その他の必要な支援を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

【同行援護】

同行援護従業者要件の経過措置の延長

- ・ 同行援護従業者の要件のうち、盲ろう者向け通訳・介助員を同行援護従業者養成研修修了者とみなす経過措置について、
 - 同行援護従業者養成研修カリキュラムと盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラムを精査し、適切な免除科目を設定する必要があることや、
 - 盲ろう者が盲ろう者向け通訳・介助員による支援を現に受けている実態があること等も踏まえて、令和5年度末まで延長する。

【行動援護】

行動援護の従業者及びサービス提供責任者の要件の経過措置の延長

- ・ 行動援護の従業者及びサービス提供責任者の要件のうち、介護福祉士や「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第2号の指定を受けた学校又は養成施設において1月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者」（実務者研修修了者）等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす経過措置について、
 - 従業者の約2割が経過措置対象者であり、そのうち約1割の者が同研修課程の修了予定がないことや、
 - 障害福祉人材の確保が困難である状況等を踏まえて、新たに資格を取得する者を除き当該経過措置を令和5年度末まで延長し、同研修課程を当該期間までに修了させるよう市町村等へ周知・徹底を図る。

経過措置は延長されましたが、行動援護従業者の方は、

- ・ 行動援護従業者養成研修
- ・ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）

のいずれかを、令和5年度末までに修了いただくよう、お願いいたします。

※令和3年3月31日までに介護福祉士等の資格を取得された方が、経過措置の対象者となります。

【重度障害者等包括支援】

対象者要件の見直し

・ 調査研究等において把握された実態を踏まえ、支援を必要とする者に対して一律にサービス提供を行う公平性の観点から、「寝たきり状態にある者」に係る対象者要件について、「寝返り」だけでなく、「起き上がり」又は「座位保持」において全面的な支援が必要と認定された場合にも対象となるよう要件を緩和する。

《対象者要件の見直し》

[現 行]

対象者の判定基準：認定調査項目「1群 起居動作」の「寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定

[見直し後]

対象者の判定基準：認定調査項目「1群 起居動作」のうち、「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定

【参考】

・ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16573.html